

中国税務速報

2017 年 7 月 20 日

1. 建築サービスなど営業税から増値税への移行パイロットプログラム政策に関する通知

財政部と税務総局は 2017 年 7 月 11 日に「建築サービスなど営業税から増値税への移行パイロットプログラム政策に関する通知」（財税〔2017〕58 号）を公布しました。

建築工事の請負者は建築の敷地、基礎と躯体に対して工事サービスを提供します。建築者は自分で全部または一部の鋼材、コンクリート、組積材料、プレハブを仕入れる場合、簡易計税方法を適用します。賃貸サービスを提供する納税者は前受金の方法を採取する場合、納税義務の発生時間は前受金の受領日です。納税者は建築サービスを提供して前受金を取得する場合、前受金を受けるとき、取得した前受金から下請金を差し引いた後の残高に基づき増値税を予備納付しなければなりません。納税者は下請、賃貸、交換、譲渡、投資などの方式で請負地を農業生産者に渡す場合、増値税を免除します。2018 年 1 月 1 日から、金融機構が手形割引と肩代わり割引業務を行うときに、実際の手形の所有期間において取得した利息収入をローンサービスの売上として増値税を計算します。その前手形割引機構が手形割引利息収入の全額に基づき増値税を納付した手形に対し、肩代わり割引機構の肩代わり割引利息収入は、引き続き増値税を免除します。

最後の規定を除き、本通知は 2017 年 7 月 1 日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2696204/content.html>

2. 資産管理製品の増値税関連問題に関する通知

財政部と税務総局は 2017 年 6 月 30 日に「資産管理製品の増値税関連問題に関する通知」（財税〔2017〕56 号）を公布しました。

資産管理製品の管理者（以下は「管理者」と略称する）が資産管理製品を運営する過程において発生した増値税課税行為（以下は「資産管理製品運營業務」と略称する）は、簡易計税方法を適用し、3%の徴収率で増値税を納付します。管理者が投資者の委託または信託を受け受託資産に対し提供する管理サービス及び管理者の他の業務は現行規定によって増値税を納付します。管理者は資産管理製品運營業務とその他の業務の売り上げ及び増値税課税所得を分けてそれぞれ計算しなければなりません。分けて計算しない場合、資産管理製品運營業務には簡易計税方法を適用できません。管理者は、資産管理製品運營業務の売上と増値税納税額を分けてそれぞれ計算するか、それともまとめて計算するかを選択できます。管理者は定められた納税期限以内に資産管理製品運營業務及びその他の業務の増値税をまとめて申告しなければなりません。

本通知は 2018 年 1 月 1 日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2692724/content.html>

3. ハイテク企業所得税優遇税制を実施する関連問題に関する公告

税務総局は 2017 年 6 月 19 日に「ハイテク企業所得税優遇税制を実施する関連問題に関する公告」（国家税務総局公告 2017 年第 24 号）を公布しました。

公告では、ハイテク企業が優遇税制を享有する期間を明確にしました。企業はハイテク企業の資格を取得した後、ハイテク企業証明書で明記される発行時間の所属年度から、優遇税制を享受できます。それには、規定により、主管税務機関に届け出手続きを行わなければならない、有効期限は 3 年です。ハイテク企業の資格証明書が発行される年度から優遇税制を享受するため、期限満了年度には優遇税制の享受を終了しなければなりません。ハイテク企業の利益を確保し、優遇税制の絶えない継続を実現するために、ハイテク企業資格の満期年度の内、再認定される前に、まず 15%の税率で企業所得税を納付します。年末前にハイテク企業資格をまだ取得しない場合、規定によって税金を追加納付しなければなりません。

公告では、税務機関日常管理範囲を明確にし（ハイテク企業認定過程中と優遇税制享受期間）、後続の管理プロセスを調整し（税務機関はハイテク企業が認定条件に該当しないことを発見すると、関連機構に再調査を提出する必要があります。再調査で認定条件に該当しないことを確認した場合、認定機構はハイテク企業資格を取り消し、税金追徴を税務機関に知らせます）、追徴期限を明確にしました（証明書の有効期間内において認定条件に該当しない年度から）。

本公告は 2017 年度及び以降年度の企業所得税確定申告に適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2684881/content.html>

4. 全国税関通関一体化改革の促進に関する公告

税関総署は 2017 年 6 月 28 日に「全国税関通関一体化改革の促進に関する公告」（税関総署公告〔2017〕25 号）を公布しました。

本公告は以下の内容を明確にしました。1) 全国税関リスク予防管理センターと租税徴収管理センターを利用し、租税徴収管理方式改革を全国通関地全ての運輸方式で輸入する『中華人民共和国輸出入税則』の全ての章節の商品まで広げることです。2) 各区域の通関一体化審査センターでは関連業務を受理しないことです。3) その他の事項は税務総署 2016 年第 62 号公告により実施されることです。

本公告は 2017 年 7 月 1 日から実施されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info855665.htm>

5. 「外商投資産業指導目録（2017 年修正）」の発行

国家發展改革委員会と商務部は 2017 年 6 月 28 日に「中華人民共和国商務部発第 4 号『外商投資産業指導目録（2017 年修正）』の発行」の通知を公布しました。

「外商投資産業指導目録（2017 年修正）」は既に中国共産党中央委員会及び国務院に許可され、2017 年 7 月 28 日から実施されます。同時に、2015 年 3 月 10 日に国家發展改革委員会と商務部が公布した「外商投資産業指導目録（2015 年修正）」は廃止されます。

「外商投資産業指導目録（2015 年修正）」（以下は「2015 年目録」と略称する）と比べ、主に以下のように調整しました。1) サービス産業、製造業、鉱業の開放水準を高めました。2) 外商投資参入許可ネガティブリストを提出しました。3) 国内外資本の一致する限定性措置を削除しました。4) 奨励類政策全体の安定性を維持します。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201706/t20170628_852857.html

6. 2017 年下半年 CEPA においての一部の商品に対ゼロ関税の実施に関する国務院関税税則委員会の通知

国務院関税税則委員会は 2017 年 6 月 29 日に「2017 年下半年 CEPA においての一部の商品に対ゼロ関税の実施に関する国務院関税税則委員会の通知」（税委会〔2017〕10 号）を公布しました。

本通知では、2017 年 7 月 1 日からゼロ関税を適用する 6 種類の香港原産の商品（七面鳥の丸焼き、塩漬け豚足、羊肉団子、飛行機用絨毯、医療移植用金属骨関節）及び 27 類の澳門原産の商品（その他の蜂製品、その他の品番がある名称がない食用動物製品）の明細を明らかに示しました。

http://qss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201706/t20170630_2635021.html